

議案第90号

さいたま市水道事業審議会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市水道事業審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年6月8日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業審議会条例の一部を改正する条例

さいたま市水道事業審議会条例（平成13年さいたま市条例第276号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（組織） 第3条 審議会は、委員<u>15人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 学識経験を有する者 <u>6人</u>以内 水道の使用者 <u>9人</u>以内</p> <p>（任期） 第4条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。<u>ただし、再任を妨げない。</u> 2 [略]</p>	<p>（組織） 第3条 審議会は、委員<u>8人</u>以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 学識経験を有する者 <u>3人</u>以内 水道の使用者 <u>5人</u>以内</p> <p>（任期） 第4条 委員の任期は、<u>1年</u>とする。 2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。